

◆固定資産課税台帳等縦覧について

平成19年度の固定資産課税台帳などの縦覧を次のとおり行います。

縦覧は無料ですが、課税台帳の写しの交付は有料となります。また、本人の場合は印鑑、代理人の場合は印鑑と委任状を持参ください。

○期間

4月2日～5月31日

※土曜日、日曜日、祝日は除きます。

○時間

午前8時30分～午後5時

○場所

・本庁税務課

・各総合支所総務管理課

○問い合わせ先

・本庁税務課資産税係

内線2115・2116

・鶴田総合支所総務管理課

税務係 内線4214

・薩摩総合支所総務管理課

税務係 内線6114

◆農業集落排水施設のご利用について

農業集落排水施設をご利用の方（時吉地区、広瀬及び田原の指定区域）で、世帯員に転入・転出等の変更があった

場合は、必ず役場環境係までご連絡ください。

施設の使用料は世帯員数により算定されており、利用者数に変更があったときや施設をご利用されなくなる場合など、届出がない場合は使用料を納めていただかなければなりません。また、新たに使用開始を希望される方や、使用料の納付について、口座振替を希望される場合もお問い合わせください。

○問い合わせ先

環境課環境係 内線2127

町職員の給与等公表

「町職員の給与・定員管理等について」は、本町のホームページ並びに本庁、各総合支所で平成19年3月12日から閲覧できます。なお、併せて「人事行政の運営等の状況について」も同様に公表します。

◆健康診断書発行を目的とした健康診断業務の廃止について

県の保健所において、一般の県民の方々を対象として実施していましたが健康診断書発行を目的とした健康診断業務については、平成19年3月31日限りで廃止します。

健康診断書の発行を目的とした健康診断は、公立病院や医療機関等で受診してください。なお、県の保健所においては、県民の方々の健康を保持するための左記のような健康相談・健診業務は引き続き実施します。

・エイズ相談、検査（HIV抗体検査）
・難病相談・精神保健福祉相談・結核健診・被爆者健診・歯科健診・肝炎ウイルス検査（C型肝炎）
・業者検便など

詳しくは、川薩保健所までお問い合わせください。

○問い合わせ先

・川薩保健所

薩摩川内市隈之城町228番地1

TEL 0996-23-3165

FAX 0996-20-2127

E-mail: sensatshhc@pref.kagoshima.

1g.jp

ねえみんな、この金額に目を留めて！

○平成18年度に改正された鹿児島県の最低賃金

最低賃金名称		時間額	発効日
地域別最低賃金	鹿児島県最低賃金	611円	平成18年10月1日
産業別最低賃金	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	668円	平成19年1月14日
	百貨店、総合スーパー	652円	平成18年12月29日
	自動車（新車）小売業	672円	平成18年12月31日

★地域別最低賃金は、県内の全ての労働者に適用されますが、産業別最低賃金の対象産業に該当する場合は、その産業別最低賃金が適用されます。

★産業別最低賃金の産業に該当する場合でも、「18歳未満65歳以上の方」「雇入れ後6月未満で技能習得中の方」「清掃又は片付けの業務に主として従事する方」など一定の場合は産業別最低賃金の適用はなく、地域別最低賃金が適用されます。

○最低賃金に関するお問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室（099-223-8278）

川内労働基準監督署（0996-22-3225）又は各労働基準監督署

ホームページアドレス <http://www.kagoshima.plb.go.jp/>

【最低賃金テレホンサービス 099-223-8881】